

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例
の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例（平成 12 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例
の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例(平成12年新潟県西部広域消防事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第2条関係) 液化石油ガスに関する事務

手数料を徴収する事務		手数料の額
1	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定による液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1件につき 31,000円
2	法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付等	(1) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 1通につき 630円
		(2) 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧 1回につき 460円
3	法第29条第1項の規定による保安機関の認定の申請に対する審査	1件につき 34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
4	法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新の申請に対する審査	1件につき 14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
5	法第33条第1項の規定による保安機関の保安	1件につき 20,000円

業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
6 法第35条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	(1) 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件につき 55,000円
	(2) 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件につき 80,000円
	(3) 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件につき 98,000円
7 法第36条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査		1件につき 21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
8 法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可		1件につき 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供

の申請に対する審査		給設備の数を乗じて得た額
9 法第37条の3第1項の規定による貯蔵施設等の完成検査	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	(2) 法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査

		合格施設であるものを除く。)の数を乗じた額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
10	法第37条の4第1項の規定による充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査	1件につき 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た額	
11	法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定による充てん設備の位置、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額	
12	法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定による充てん設備の完成検査	(1) 法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	1件につき 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
		(2) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	1件につき 27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
13	法第37条の6第1項の規定による充てん設備の保安検査	1件につき 27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。